

愛護動物の遺棄・虐待は**犯罪**です！

違反した場合、**懲役**や**罰金**が科せられます！

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 愛護動物を虐待又は遺棄した場合
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



飼いネコが迷子になった場合は下記まで連絡し
保護情報がないか確認しましょう！

沖縄県自然保護課：098-866-2243

環境省やんばる自然保護官事務所：0980-50-1025

国頭村環境保全課：0980-41-2530

大宜味村建設環境課：0980-44-3280

東村建設環境課：0980-43-2205



ネコを飼う前にとっておくべきこと




沖縄県・環境省沖縄奄美自然環境事務所


国頭村、大宜味村、東村



はじめに 猫を飼う前に必要な心構え

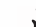
 猫について勉強しましょう。飼った後に「知らなかった」では済まされないことも。大事な命を預かる前に猫がどんな動物なのか、飼うために何が必要かを調べましょう。

猫を迎える事に家族全員が賛成していますか？

 猫を迎えるにあたっては、家族全員が合意しているかが大切です。また、ご家族にアレルギーを持っている方はいませんか？アレルギー体質の方がいる場合は、飼う前に医師に相談しましょう。



一生飼い続けられますか？

 猫の平均寿命は15年前後とされています。自分たちの年齢や生活スタイル等、飼育費用、病気になった場合の治療費、または自分がお世話できない場合に代わりに世話をしてくれる方などの事を考慮し終生飼い続ける事が出来るかをよく考えましょう。

病気が体が弱って世が大変になったからといって、放置せずに最後まで責任を持って飼いましょう。動物の遺棄は犯罪です！



健康管理や毎日のお世話が出来ますか？

毎日の食事、排泄物の掃除、運動、しつけ、遊び、健康管理などなくてはならない事がたくさんあります。その為には時間、費用、体力も必要です。



今の住まいは飼える環境ですか？

今の住まいが猫を飼うことが出来る環境や近隣に迷惑をかけないようにしなければなりません。また、今は大丈夫でも、この先引っ越しをする予定がある場合までしっかり考えましょう。



1

猫を飼っている方

飼い猫の登録・変更申請を忘れずに行いましょう

国頭村、大宜味村、東村では、以下の場合申請をしなければいけません。

猫を飼い始めたとき

動物病院でマイクロチップを挿入後、チップ番号が分かる用紙等をもって飼養登録の申請をしましょう。登録料：1匹目 500円、2匹目以降 350円

※マイクロチップの料金については各動物病院へお問合せ下さい。

※マイクロチップの挿入後、環境省データベースへの登録が義務化されております。

譲渡や村外へ転出したとき、又は猫が死亡したとき

詳しくはこちら→

飼養登録証をもって変更届、又は死亡届出をしてください。

※3村以外の地域でネコを飼う場合、各市町村のルールに従って登録など実施してください。



完全室内飼育をしましょう

室内で飼うことにより多くのメリットがあります。事故や他の猫との喧嘩等によるケガや病気の感染予防、迷子のリスクがなくなる他、排泄物による悪臭や鳴き声、ゴミを漁るといった住民トラブルを防ぐことができます。室内飼育については次のページをご覧ください。



身元の表示をしましょう

室内での飼養に努める事とはもちろんですが、十分に注意していても、ふとした拍子に脱走してしまう事があります。思わぬ脱走、災害時に備えて名札・マイクロチップを装着しましょう。



室内飼いでも避妊・去勢手術をしましょう

猫は年に2~3回出産する動物です（1年で1頭から20頭になる事も！）。責任を持って子猫を飼う事が出来なければ、不妊去勢手術をして繁殖制限しましょう。数が増えない他にも、猫にとって様々な良い効果が得られます。

ケンカによる怪我の防止、スプレー行為の抑制、性感染症などの病気の予防、尿の臭いの軽減、発情がなくなり、鳴き声を抑制、妊娠・出産の身体的ストレスから解放。



健康管理をしましょう

毎日のお世話を通して、体調に異常がないかを観察、病気にならない為のワクチン注射を可能な限り接種するようにしましょう。また、かかりつけの動物病院を持つことも大切です。



2

猫を室内で飼育するには

室内飼育のメリット

室内飼育をすることで、猫にとって安全で快適な場所を作ることができるだけでなく、猫のことで悩んでいる方が抱える問題（猫が苦手・アレルギーがある・敷地で排泄される、荒らされる等）の解決に繋がります。

外に出られないのは「かわいそう」、室内飼育は難しいと思われるかもしれませんが、環境を整え、コミュニケーションをとることで、室内でも十分幸せに暮らせます。猫が好きな人、猫が苦手な人、そして猫自身がそれぞれ安心して暮らせる地域を作るためにも、【完全室内飼育】をしましょう。

- ①交通事故にあう危険がない
- ②感染症にかかる危険が少ない
- ③ご近所トラブルが少なくなる
- ④虐待などの被害にあう事がない

猫が室内で快適に過ごすための準備

室内飼育のために必要な物

- ケージ ●トイレ ●猫砂 ●餌水入れ ●おもちゃ 等

安全対策

- 猫が誤って外にでないように、窓や扉の戸締りをする。
- 口にすると危険な物は片づける。

環境作り

①外を眺める場所を作る

窓の外をみるという刺激が与えられ、退屈を感じにくくなります。

②くつろげる場所、隠れ場所

柔らかな布の上、あたたかな場所を好みます。

また猫は本来臆病な動物です。驚いたときに猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。

③運動ができる場所

上下運動や動き回れる空間があると、猫は自分でエネルギーを発散できるため問題行動の予防になります。

④爪とぎができるものを準備する

ネコは爪とぎの習性があるため、家具や柱などで爪をとがないように、専用の物を用意しましょう。



猫の室内飼育の例



自由メモ

3

猫でお困りの方

自宅の敷地内には敷地の所有者自身、猫が入ってこないよう対策をとることが原則です。猫は居心地の悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなりますのでご自身にあった方法を試して、効果がある方法を見つけてください。

※注意・効き目には個体差があります。また、猫が慣れてしまうと効果が薄れる場合があるので、根気強く繰り返し方法を変えて、試してみてください。

猫が嫌いな臭いによって近づかせない

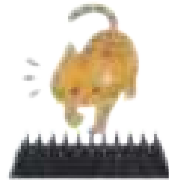
香りの強いハーブ、酢、コーヒーの出し殻、吸い殻の浸し液、唐辛子、どくだみ茶等の茶殻など。



潜入を防ぐ

網、ネット、猫よけマットなど。(猫をキズつけないような物)

※要注意!! 猫を傷つける行為は法律違反になります。気を付けましょう!!



猫が嫌がる環境にする

超音波発生器、遠隔操作ブザー、猫専用忌避剤、センサー感知式機器、スプリンクラーなど。

猫にとって快適な場所とは？

- 人の出入りが少なく、静かで安心出来る場所。
- 気持ちよく排便するために柔らかい土・砂や芝生などがある場所。
- 餌を探し回らなくても簡単に食べることが出来る場所。

